藩翰譜

五

伊地知文庫
文庫20
382
6

文庫20
382
6

伊地知氏書冊

酒井

酒井雅楽頭家は徳川の上家にして故秋楽頭家代の孫秋楽頭政秋の時寛永年間先祖の事蹟を考ふるに代々仕へて大小の事大小共より徳川度々出陣の時度々出陣の時度々出陣の時

今年六月十日の夜、[illegible]
[illegible]
[illegible]

さるの人とといひて手いとあつくとはつそやと仕事作及
めてこふ出ものなりんと後流石遠わるの人を
九郎殿と云さきふなりもはなるまま大今王子
命夫のれいこれき恨の種とあり聞くあんて
いかふも叶へうれ自らうの方自わて出あの後
さこくも人使りまは出ずべき人の乃先手まて
こそおりすれ王子方まとはなくまはりまは
りのとは自のか作とはなるまの二人の
者おのれくう命はまくあり若殿手を重ね情む
所いさこもはりれ方のあり出行まくはは五井りも
なふはるを所くあるとはもはは若殿の
はは知とのれ付はいて作ふ有きはるべきて

付所のとはまと左衛て是ふ用まれは左のかはは及
のは陸奥まていはらもの方はは興まはは住川殿の
は殿ふ人手のもはと云人食く三月日は四月はり
ふ殿の見手まはきふ行も中れ立所の記と陽く
はのはは所と見返るは人のとく信元の無限のふて
有陽手はきふ向殿殿と元もは陽はは手もし
事者手はるくはまは遠れ人平記殿手殿陽
及の小の方のは殿ふ方はは是も刑部返はる
返くはりの手人も海はは付はるはは
はくはもの海道手はもはくはの
は四はまはは出はくはの記はくはは殿手
はりはは十七年三月中日陽及木月みて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五つとまつの根と書つる事一孫あきふ似くり刑罰
作長いこん風と中無りし分ると公命一軍勢と
百姓一上言と事申けこん風い又あるとなしてんな
一人の力なのふたりさもん分まるてい百姓人
とおいうと宮へい公儀部ふ部ぐ事なり
皆一同よこの中りるこんいに先こ中とこ言遠てんまして
御大道路豊一豊平豊方と使へ豊家新豊と使豊て
所使豊ち新豊の浮ま分中部と言遠る使川豊ち宮使の
人こ百姓て浮定なりこん一月中ちるん商多元人川の
一旗被宮ことまもちんん一こも被人豊ぐ初き時分豊とあきも
ぬまるん作の事出豊ん出て豊元と利豊ちもて使出
如無とんて再び場一人豊ちる分ぐこあ家の

まこと日ちる高一物ちる被人手なのん使豊元人使ける
あても君と使ほる和ちてあ手のもれ出ちてくる和
とり方ちる出豊人まと延使一家の先使ちたも
使家のあるよ人まと使一中部と云中一出ないこと言
と言ちん豊元まこ分ん一日行分ま出豊ち高出
君も宮和一この出公和ま一日行分ま出豊ち高出
出使ま商豊和のあるのこるも出ん使和ちの
方人一て一家作出と使商使なのもちん使ちる
こんま高きこき豊元のこのこて高ん出出人の使報
方人と出ふ志ちなこんたと出ま方こそあちくるま
まんも今用ちあのて十八人と中こ一出なと出能を
真ち出ちる人今て分事を使ま者べん左和一豊ん猫り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

永禄十三年の事

去る永禄十三年一向寺院の門徒まうしあはせて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

つゝ天正八年[illegible]月四日の夜の[illegible]

[illegible]

天正十八年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大坂の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

土井

大聖寺藩士源利隆の履歴書の後更歴書の源氏

土井の鹿流 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

是文書の延喜年間の文書なるべし 藤原の藏人なる中納言
又なるべしと云ふ 古文書の藏人なる者 年代のたがへる分
なりと云へども いつれが正なるかを知らず 十月廿三日利隆も
右衛門大夫の藏人に免ぜられしかば是かして二人藏人
なれば日くるる習ひなるべし 又年を後嵯峨なれば利隆
の年を延ばすべし 利隆兼て年中にて 此三人の男なる
彼遠江とあるは此利隆なるべし 此よりの事なり
三年の月七日 [illegible] 嵯峨 大納言利雲卿 [illegible]
同廿四日利雲卿 [illegible] 兼ねて三人の会釈あるも下順と
なるべし 大納言利雲卿 延喜元年 十月廿七日 卒す
[illegible] 大納言利雲卿 [illegible] 世を [illegible] 帯刀と改む
是なり 日年 [illegible] 廿九日 利隆 二男 [illegible]

利雲を立て後の祖父の初年 [illegible]
別の家として [illegible] 家を [illegible] 立て
地位 [illegible] 古河の [illegible] 新 [illegible] 順
[illegible]

延喜元年 源利長の利隆の三男 [illegible] 正五位 [illegible]
[illegible] 一位 又 遠江 [illegible] 延喜元年 十二月 [illegible] 叙爵
[illegible] 利隆の [illegible] 又 [illegible]
して 此書者の事と [illegible] 寛文三年 三河守 [illegible]
博士 [illegible] 延喜元年 四月廿三日 藏免 [illegible]
是 [illegible] 延喜元年 [illegible] 世 [illegible]
[illegible] 正 [illegible] 四男 [illegible] 叙爵
して [illegible] 利雲 [illegible] 源利長 [illegible]
[illegible] 源利長 [illegible] 又 正五位 [illegible]

是利長の書の [illegible]

一万石一説に又の遺代一万石と云ふ
足利陸奥守の付一万石と云ふ
女子の婿となり 稙綱 延宝七年七月十日に物故の浦
せられて 正順の死加へられ 統興 後四位下侍従に任ぜられ
任侍従 源利直の利房の次男 又の一万石とする説 一説に
又の遺代 次男 石と云ふ 一説に 足利陸奥
備後の守 七年 延宝三年 九月著の事を
日 次年 三月 中旬 出仕して 拝謁して 退
しかるに帰りて 辞す 世嗣なかりしかば 死去 みて 以
絶せ 利房の二男 世嗣とすべきを 中 まま
の 嫡子 なし 奥 きなる 彼 以
の 嗣 の 年 と 思 て 法 る 後 て 表 る 立 家 を 法
正順 世嗣 せられ 況 ぬ

阿部 附三浦

備中 阿部正武 伊豫 正勝 嗣 徳川 及 清代 の 要
し 伊予 正勝 言名 と 言 山 説 中 り 天 文
十六年 正勝 生年 の 是 て 徳川 の 臣 て 徳
の 正 る 迎 て 譜 浮 忠 仕 事 り 為 れ の
し 正勝 は く 庶 の 嫡 間 る 為 る 分 徳 川 及
日 大 年 二月 再 の 川 度 し 初 る り て
主 長 る 家 て 長 大 て 以 治 二 年 の 主 る り
徳川 及 臣 嫡 の し 天 正 十 の 年 相 浸 小 田 原 と
攻 の し て 為 て 大 小 の 強 る 以 事 為 と 云 ふ
松 と 主 す 浦 る 一 家 の 為 て く 徳 川 及 の 臣 間 て
や る 者 の と 三 年 い 天 て 小 在 と 云 れ り

田原征伐の事
南部の条五十の日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世尼寺に参り給へり 叡覧あり 宣旨を下し給ふ 宣旨文
正月十八日 又正安元年 遠江守 藤原朝臣
日三年二月三日 如意寺 [illegible]
西園寺 [illegible] 日三年正月十三日 又
[illegible] 宣旨文 [illegible] 元年 二月 宮内の藏人
[illegible] 宣旨文 [illegible] 日二年 同七月 廿九日 信濃守 [illegible]
日三年 十月廿三日 西園寺 [illegible]
[illegible] 日四年 正月廿日 [illegible]
日三年 正月廿日 [illegible]
廿三年九月廿日 大納言 [illegible]
[illegible] 彼 [illegible] 日四年 [illegible]
[illegible] 廿三日 [illegible]
[illegible] 六月 [illegible]

彼尼寺 正嘉の男 市正 [illegible]
[illegible] 世 [illegible]
[illegible] 彼 [illegible]
[illegible] 文 [illegible]
[illegible] 文 [illegible]
宣旨文三年 二月廿日 西園寺の [illegible]
十二年 [illegible] 日
[illegible] 正 [illegible] 日
宣旨文十二年 [illegible] 廿六日 [illegible]
[illegible] 延宗元年 十二月廿三日 [illegible]
日廿八日 信濃守 [illegible]
上藏人 [illegible] 日
[illegible] 十月 [illegible]
[illegible] 七月 [illegible]
[illegible] 正 [illegible]

二男七三郎正室出る為ニ家ヲ継ぎ三男長左衛門二千石
後ニ勘当ヲ蒙り四男七左衛門二千石ヲ継ぎ三男ニ成る

青山

播磨守忠俊の嫡子忠成迫放の後ハ三郎定俊家督
を継ぎ忠俊ハ長男之右衛門ヲ以て三河国額田郡
百石を分て徒川渡の番人ニ召出て
天正十三年ハ家いまゝ七郎と云ふ
伝ハ家康公の御代ニ
設置ル
ハ家康公の御代
十一家和ゆえ
叙爵
十八年
地と
十月十八日播磨守
二年二月上洛
処ら

奉行職をつとめ同月日十一年正月の末歟日後
他界せられ法名を南と号る十八年
二月六日六十三歳にて卒し[illegible]
[illegible]
[illegible]

天正十八年小田原の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

し人〻〇まさに門跡は白雲井右衛門と称し行能の孫なるべき
す作品は家康の家人なり一年いまだ出でざりしと作ら
まし〻と云〻〇傳に曰くは行能の家は代々和歌を業とす
り初めて尚古を以て家の伯父なるべし行能秀吉の元ひの人
るまれ初め徳川氏の作らんとせしかば弥益々
世と云ふ〻しかれ天下初めて定まるべし
へきみや　平家物語あり天正年間の頃徳川氏
家康の初めて射和の郷を領して而して紀伊国
天保元年の解の年記し奥徳川氏も紀伊の
若隠居なる孰れもあるべし　古関徳川氏の隠居
ぬし虫爾と出発〻乃ち誰そ中れと云ふべし
亦井右衛門虫爾と中れ猪人の首を取るか海のみなき
勇士ぬきんなれと作られを義まぬ人も多し
三月廿日古関虫爾の住と称する
家康の人命の時出発の時の作なる体して大なるべ

月日の云ふ所〻軍の擬能なりとして平壱と称する
三年ことのみ平和の四年四百余年と云ふ
みて作る品は高屋の士の活躍なり　家康は朝川無量庵の
雲音故の見利及る所伝して南村元祐の三蔵の人
みなり関ヶ原の戦の後の故の故の人
徳川氏は人を以て最代柳営の勝年ぞ射行と
ぬ一年以上の虫爾まで彼伝方
向つて平年と伝ふ南代の禮帝多くは彼の人
住〻而して平年と定む　而して伝の伝る　隆て寄
の乱初て定まる為に平乱と称ぜるなり　都市の
と云ふ〻中れる為に乱と称ぜるなり　天下も西京も活るべき
初りて百年の〻乱繁あるべき　邪繁あるべ
て四年とかう伝る人も　乱繁あるべき
虫爾の人と　二年人と　門伝し　大坂市民の家
孰て後伝ぬの人〻の云ふ所の人と出乱なりしか

直藤の長い直藤の面白さを作ることを作ったる
以前にも及ばぬ面白の面目是を出すべく人なき大出来
出来しさも出て後の事なれば元亨三年
常陸坊海尊の物と云ふ　三月二十五日頃　世に伝ふる所の海尊記伊
勢の長元年の序に以前の三倍の大部の舞楽を
作りたりしかいまだ世に伝はらず　而して後に
又舞楽を作りたりしかいまだ世に伝はらず
世にいふ海尊の物と云ふ　元亨三年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]三月廿七日卒す 四十七歳

[illegible]

日向守大江廣元の二男 左衛門尉 [illegible]

[illegible]

[illegible] 寛元の年 叙爵し [illegible]

[illegible] 金吾 [illegible] 左衛門尉 [illegible]

[illegible] 左衛門尉 [illegible]

[illegible] 寛元二年 [illegible]

[illegible] 寛元二年 [illegible] 八十一

[illegible] 市正 [illegible] 左衛門尉 [illegible] 八月 七月十八日 四十三

[illegible] 二年 [illegible]

[illegible] 尚征の二男 [illegible]

安藤

對馬守源重信 河内守頼信 [illegible] の二男 肥後守 [illegible]

[illegible] 後閑之 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]
二年十二月三百ヶ条の掟を定す 男子二人 嫡男[illegible]
[illegible]力盛政[illegible]を信い二男[illegible]
十七歳[illegible]の[illegible]と極[illegible]より[illegible]の掟
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

板倉

伊賀守源勝重、摂津守重宗代の孫、[illegible]
[illegible]の二男、板倉[illegible]
[illegible]三河の[illegible]
[illegible]村の住人[illegible]府
[illegible]
四年四月十[illegible]日、[illegible]
男子三人あり、[illegible]男、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]三男
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

芭蕉の句碑

[illegible]

天正十八年　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同年十二月朔日七千余人ばかり

[illegible]

[illegible]

人のたよりかねてより聞こえ侍りしかば京にいさゝか是なんとも
三年の間に元行はれしかの事一人のとりもちなりしかば
後世にいかゝきき奥にかゝる落ちる所なき所を京郷に
と云ひしかりき
四月廿三日伊賀守重形の五十六
大番所にて切腹せられ上洛国事を問ひ
ゆゑ寛文元年十二月廿三日三年ぶりに下る所伊賀守
又の年寛文九年三月廿日伊勢守重山の使
移る五十五日
内藤忠興
伊賀守重昌
大坂の軍勢の出陣
大坂の軍勢の出陣
大坂の軍勢の出陣

[illegible]

八年二月彼岸 信濃

十二年七月

十一年二月十日 [illegible]

十二年 同

[illegible]

[illegible]

[illegible]

井上

主計頭源正勝の子高厨清秀の三男なり清秀の嫡子[illegible]
[illegible]井上の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]の儀仕[illegible]て十月三日[illegible]延[illegible]て十二月
十七日初て[illegible]の儀[illegible]て四年[illegible]年[illegible]
[illegible]四人分[illegible]
[illegible]の大[illegible]の事[illegible]門十七[illegible]二月十二日上[illegible]て
[illegible]の事[illegible]の[illegible]
[illegible]風[illegible]
[illegible]の法[illegible]門十九年[illegible]
[illegible]て西澤[illegible]の法[illegible]
て[illegible]道の人[illegible]より[illegible]
[illegible]三年
[illegible]三年[illegible]
[illegible]て[illegible]
七年七[illegible]て[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]正法[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]正[illegible]
[illegible]
[illegible]

家川

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

久世

大和守廣宗之三男 三男廣宗三河守
の位人徳川[illegible]の[illegible]
[illegible]三河守と云 初三四郎と申し付生年
[illegible]初三郎三郎[illegible]廣宗中[illegible]
[illegible]三四郎と[illegible]
[illegible]三四郎[illegible]
[illegible]時二人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]世と云つゝあれゝ初め[illegible]
元年二月廿日[illegible]の事を[illegible]
[illegible]寛文二年二月廿[illegible]
三年八月十[illegible]
[illegible]の年二月[illegible]
[illegible]延宝七年六月廿[illegible]
[illegible]延宝七年九月廿[illegible]
事と云ふ

稲垣

平左衛門源長義伊勢守の住人稲垣三郎二郎泰
[illegible]乱之中頃の先祖文明年中三河国に移りて
中宮に住す長義の祖父重貞父平左衛門
宮内少輔と申る長義文祖父長野[illegible]
身にて右馬允康盛と称し[illegible]
天正十年の秋徳川殿[illegible]
内膳と召られし初め長義伯父高山の
禁天神川の要害と[illegible]
[illegible]十久保の古城と修し長義[illegible]
十二年の十月[illegible]
の秋関東へ移りし[illegible]

小笠原氏一族の地を落ち石見国に逃れ海路
の末伊豆に攻せる北條氏康の為に
伊豆国の地を落る所 今年十月十日大風雨伊豆と
北条遠江とを関東より小田原城主北条氏
康と作す長禄元年七月四日卒す
時男高清 童種 又太郎大夫 市法師 の外
の先陣にて首十四切て取る 明応元年
正月廿日 元和二年
の地を落て移る所 日永二年 日永の
四年 大内八年 大内の地を落て
山口に移り正保四年 正政三年 正政
指る 対馬 陸奥の事と作す 世の
二年のそ北条と云 と云る 日四年 三河の国刑部の地
移り 千石三 義政三年正月廿日 七十二歳にして卒す
時に義稙 童 昌世 と 早世 時孫信濃守 童 祥
と世法と 所 二男 平三郎 三郎 二家門の 正頂氏
日の碑

西尾

丹後守源忠永は備後守吉次の男實は酒井河内守
重次二男[illegible]
[illegible]
[illegible]

三浦

志摩守平正次ハ三浦介義明の孫駿河守義村の弟村次の
男遠江の守朝夫[illegible]正次ハ[illegible]の男也[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

宋津

出羽守源朝臣頼政の男 母は源氏の出 頼政が
御門院代の北面人なり 世を傳ふ男 関白道隆公の長徳元年頃
[illegible] 頼政 [illegible] 新宰相と称す 宋津の
姫 三位か 三位の長女 [illegible]

由政 [illegible] 頼政卿

小たま政信 御門院に仕へ 一向出仕の門徒なり 少き
より歌道に [illegible] 政信 [illegible]

[illegible] 三位の [illegible]

[illegible] 三位の [illegible]

[illegible] 三位の

伊丹

播磨国の源康俊、初の喜三郎と申せしより大坂にて
将軍家の仕寄り大坂の合戦に首取つて来り
御旗の脇を張らるる（其家の一族なり）
御旗の脇を張らるる（其家の一族なり）
（其家の一族なり）
（其家の一族なり）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三友堂